



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 南沢第1ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務

2. 特定業者名 菱照エンジニアリング株式会社

3. 特定理由

本業務の対象となるテレメータ設備は、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、ポンプ場、配水池、及び配水幹線の運用に必要不可欠な重要な設備である。

当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ、機能診断及び劣化診断における良否の判断が不可能である。

標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。